

介護福祉士を目指す方へ

# 介護福祉士修学資金のご案内

## 介護福祉士の「修学資金」とは

介護福祉士養成施設（専門学校・大学）に在学している方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

（※）平成29年4月1日から令和9年3月31日までの卒業者は、試験に合格しなくても卒業年度の翌年度から5年間に限り介護福祉士の資格を有することができます。その5年間の間に試験に合格すれば5年後以降も資格を有することができます。

現在施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指している方をサポートするため、下記のような「介護福祉士修学資金貸付制度」があります。

学費の約80%を「修学資金」で補うことができます ※下記の例の場合

### 【学費（2年間）の例】

	入学金	授業料	施設費	実習費	合計
1年次	100,000円	660,000円	180,000円	30,000円	970,000円
2年次	—	660,000円	180,000円	80,000円	920,000円

+

教科書代、実習衣代など、その他別途必要な費用（2年間）… 160,000円

### 【介護福祉士修学資金（2年間）の利用例（最大）】

	貸付月額	入学準備金	就職準備金	試験対策費
1年次	50,000円×12ヶ月 =600,000円	200,000円		—
2年次	50,000円×12ヶ月 =600,000円	—	200,000円	40,000円

学費合計（2年間）約  
**205万円**



約80%

借入可能合計（最大）約  
**164万円**

※この他、生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると認められる世帯の世帯員は、別途生活費の加算も可能

## 利用条件について

〇次の（1）～（3）の要件をいずれも満たす方が対象となります。

- （1）介護福祉士の養成施設等（※）に在学する方
- （2）将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に年間180日以上従事する勤務条件で従事しようとする方（国立施設で県外でも該当となる場合があります）
- （3）学業成績優秀で心身共に健全であること

※養成施設等とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設です。

※既に他の同種の修学資金（日本学生支援機構が実施する第一種奨学金など）貸付けや職業訓練を受けている方は、原則として貸付を受けることができません。

※申請に際し、資力のある日本国内に居住する連帯保証人が1名必要です。

### 返還の免除について

養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引き続き5年以上業務への従事を継続した場合等に、貸付金の返還免除申請権が取得できます。（ただし、返還免除の適用を受けるためには、免除申請書及び添付資料の提出が必要）

## お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（TEL：0857-59-6336）

※ 利用条件、返還条件、返還免除条件等に関する詳細は、上記お問い合わせ先に御確認ください。